

令和7年度国民年金システム標準化研究会
(第1回) 議事概要

日時：令和7年6月3日(火) 14:00～15:40

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

【構成員】

中川 健治(座長)	株式会社E C O経営企画室 代表取締役
立石 亨	公共システム政策研究所 代表
林 友美	神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
加藤 広司	江戸川区 健康部医療保険年金課 課長
天野 武彦	松戸市 健康医療部国保年金課 課長
松本 謙司	豊川市 福祉部保険年金課 課長
古川 弘幸	筑紫野市 国保年金課 主査
荒川 剛	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 主任
本園 誠	株式会社R K K C S 第1システム本部 住基部門 子育てグループ 課長
浅野 伸也	株式会社T K C ユーザ・インターフェイス第一設計部 サブチーフ
三井 沙織	株式会社電算 開発本部 ソリューション1部 主幹
高見 幸司	富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部 住民情報サービス事業部 マネージャー
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第五部 第一グループ 主任技師

【オブザーバー】

津田 直彦	デジタル庁 総括官付参事官付 参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
下田 卓也	デジタル庁 総括官付参事官付 主査
地藤 学	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長
帳山 昌一	日本年金機構 年金給付部 給付企画第1グループ長
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

(1) ワーキングチーム及びベンダー研究会を踏まえた改定案の決定

(2) 意見照会の実施方針・今後の進め方

(3) その他

3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

○本日は研究会であるため自治体、事業者を含む全ての構成員とオブザーバーの皆様が出席対象となっている。出席者の氏名については議事次第 別紙1 名簿をご確認いただき、紹介及びご挨拶は割愛させていただく。(事務局)

○自治体と事業者の間で中立的な視点から議論を推進するため、事務局としては座長には、昨年度に引き続き、株式会社E C O経営企画室代表取締役中川様を推薦する。(事務局)

○異議なし。(構成員)

○異議がないようなので、中川様を座長として決定する。(事務局)

○本日の研究会に参加いただいている構成員の皆様に感謝申し上げる。本研究会は非常に重要なシステムについての討議を行うため、活発な意見に向けて構成員の方々よりご協力を賜りたい。(構成員)

○それでは、議事「(1) ワーキングチーム及びベンダー研究会を踏まえた改定案の決定」から進める。(構成員)

2. 議事

(1) ワーキングチーム及びベンダー研究会を踏まえた改定案の決定

○議事(1)で説明する資料は「資料1 ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案の決定」、「資料2-1 標準仕様書 本紙_改定案」、「資料2-2 標準仕様書(別紙1) ツリー図・業務フロー_改定案」、「資料2-3 標準仕様書(別紙2) 機能・帳票要件_改定案」「資料2-4 標準仕様書(別紙3) 帳票詳細要件_改定案」、「資料2-5 標準仕様書(別紙4) 帳票レイアウト_改定案」であり、適宜参照いただきたい。本議事では、ワーキングチーム及びベンダー分科会の討議結果を踏まえた標準仕様書1.4版の改定案を最終確認させていただく。(事務局)

○本研究会の位置づけについてご説明する。これまで、改定案の討議を目的とした第1回ワーキングチーム及び第1回ベンダー分科会を開催させていただいた。本研究会では、これまでの討議内容を踏まえて作成した改定案を確認させていただきたい。また、意見照会の進め方についても後ほど説明させていただく。(事務局)

○続いて、第1回ワーキングチーム及び第1回ベンダー分科会では、法令・制度改正への対応として、育児期間保険料免除措置の創設に伴う標準仕様書の改定について討議した。また、令和6年度からの申し送り事項や標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化として、令和6年度の改定不備の対応や誤植対応などについて報告した。(事務局)

○続いて、ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案についてご説明する。今年度

の改定案は、法令・制度改正への対応、令和6年度からの申し送り事項及び標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化の3つに区分しており、本研究会にて内容の確認を行いたい。（事務局）

○法令・制度改正への対応として、育児期間における保険料免除措置について概要を説明する。改正の概要は、自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの育児期間における国民年金保険料免除が創設される。施行時期は2026年10月1日である。（事務局）

○本改定では、産前産後期間免除申請業務は、業務フロー（2.4. 産前産後申請書受理・審査）のみ改定し、育児期間免除申請業務は産前産後期間免除とセットで申請するケースも含めて、ツリー図・業務フロー、機能要件、帳票要件、帳票レイアウトを新規で追加する。また、産前産後期間免除申請業務と育児期間免除申請業務で用いる帳票様式の関係性を表で示している。新様式である「国民年金 産前産後免除該当届/育児免除該当・終了届」では産前産後免除申請を含め、育児期間免除申請と一体で簡易な手続きができるようにしており、産前産後期間免除申請は既存様式の「国民年金被保険者関係届書」での届出も引き続き可能としている。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象について、ご説明する。法令・制度改正への対応による改定対象は、ツリー図、業務フロー、機能・帳票要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトに区分される。（事務局）

○続いて、個別の法令・制度改正への対応による改定対象について説明する。法令・制度改正への対応による改定対象 No. 1 について、「ツリー図」の「No. 2 免除」に新規業務フロー（2.5. 育児免除申請書受理・審査）の項目を新規追加している。概要としては、「住民からの申請により、育児免除申請書を受け・審査し、登録し、機構へ送付する。機構からの「国民年金保険料育児免除該当通知書発行一覧表」又は「国民年金保険料育児免除終了通知書発行一覧表」から結果の登録を行う。」と記載している。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 2 について、育児期間保険料免除措置の創設に伴い、既存の業務フロー（2.4. 産前産後申請書受理・審査）に新規帳票名を追加している。育児期間保険料免除だけではなく、産前産後免除についても併せて申請できるようにしているが、注意書きのとおり、あくまでも産前産後免除の届出を行う場合に限るものとなっている。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 3 について、既存の業務フロー（5.1. 年金機構への報告・送付）の送付対象に新規帳票名を追加している。具体的には、送付対象として、産前産後免除該当届/育児免除該当・終了届を追加している。また、送付対象に帳票レイアウトに規定のない帳票が残存していたため、今般の業務フロー図の修正に伴い、「国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書」、「国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届」については図から削除している。加えて、既存の業務フロー（2.1 免除・納付猶予申請書受理・審査）、（2.2 学生納付特例申請書受理・審査）においても、当該帳票が残存していたため、図から削除している。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 4 について、「育児免除申請書受理・審査」の業務フローを新規追加している。基本的な業務の流れは基本的に産前産後免除と変わらない。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 5 について、機能要件に関する改定案であり、実装必須機能として育児免除に係る登録・修正・削除・照会ができる機能を新規追加している。注意書きのとおり、新規追加する育児免除機能は、既存の産前産後免除の機能要件を参考に作成している。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 6 について、機能要件に関する改定案であり、標準オプション機能として育児免除に係る登録・修正・削除・照会ができる機能を新規追加している。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 7 について、機能要件に関する改定案であり、実装必須機能として育児免除に係る履歴の登録・修正・削除・照会ができる機能を新規追加している。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 8 について、機能要件に関する改定案であり、標準オプション機能として育児免除に係る履歴の登録・修正・削除・照会ができる機能を新規追加している。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 9 について、機能要件に関する改定案であり、実装必須機能として、「国民年金保険料育児免除該当通知書発行一覧表」の情報を国民年金システムに登録できる機能を新規追加している。また、産前産後免除の機能要件の「※電子媒体での取り込みもできること」について、「国民年金保険料産前産後免除該当通知書発行一覧表」は日本年金機構より電子媒体での送付が行われていないことから、今回の改定に合わせ当該記載を削除するため、赤字で見え消し表示としている。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 10 について、機能要件に関する改定案であり、実装必須機能として、「国民年金保険料育児免除終了通知書発行一覧表の情報」を国民年金システムに登録できる機能を新規追加している。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 11 について、機能要件に関する改定案であり、標準オプション機能として育児免除申請に対応して、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できる機能を新規追加している。また、類似の機能について、同様の機能要件となるよう表記を統一している。中項目に、(2.5 育児免除申請書受理・審査)を追加しており、機能要件を指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できることとしている。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 12 について、帳票詳細要件に関する改定案であり、育児免除申請に対応した帳票詳細要件を新規追加している。また、第1回ワーキングチーム及び第1回ベンダー分科会からの修正箇所として、No. 4、No. 11、No. 19 の氏名に関する備考の内容を「フリガナと漢字氏名またはローマ字氏名 ※出力は漢字氏名を優先すること」と修正している。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 13 について、育児免除申請に対応した帳票レイアウトを新規追加している。（事務局）

○続いて、令和6年度からの申し送り事項による改定対象について説明する。令和6年度からの申し送り事項による改定対象は、機能・帳票要件、帳票詳細要件に区分している。また、標準仕様書の精度向上、要件化範囲、内容の最適化による改定は、ツリー図、業務フロー、機能・帳票要件に区分しており、No. 1 及び No. 2 は、第1回ワーキングチーム及び第1回ベンダー分科会の後に、事務局で見直した内容になる。（事務局）

○令和6年度からの申し送り事項による改定対象 No. 1 について、機能要件に関する改定案であり、機能 ID : 0260480 において、1.3 版改定時に「要件の考え方・理由」の記載を誤って削除し

たため、1.4版改定時に修正する。また、元の記載自体にも誤字があるため修正する。（事務局）
○令和6年度からの申し送り事項による改定対象 No. 2 について、帳票詳細要件に関する改定案であり、外国人がローマ字氏名と漢字氏名を有する場合の氏名欄への出力条件について、PMO ツール照会や日本年金機構の審査処理の状況を踏まえ、漢字氏名を優先して出力するよう見直しを行っている。また、第1回ワーキングチーム及び第1回ベンダー分科会からの修正箇所として、氏名に関する備考の内容を「フリガナと漢字氏名またはローマ字氏名 ※出力は漢字氏名を優先すること」と修正している。（事務局）

○機能要件における精度向上、要件化範囲、内容の最適化 No. 1 について、ツリー図に関する改定案であり、免除事務の概要表記が統一されていなかったため、修正している。（事務局）

○機能要件における精度向上、要件化範囲、内容の最適化 No. 2 について、業務フローに関する改定案であり、業務フロー（6.5. 公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金））における誤字を修正している。（事務局）

○機能要件における精度向上、要件化範囲、内容の最適化 No. 3 について、機能要件に関する改定案であり、機能 ID：0260336 において誤字があったため、「日本年金機構に所得情報を提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者の所得情報も含めて取り込めること」に修正する。（事務局）

○機能要件における精度向上、要件化範囲、内容の最適化 No. 4 について、機能要件に関する改定案であり、異動に係る情報を一覧で確認する機能における要件の表記が統一されていなかったため、修正する。（事務局）

○機能要件における精度向上、要件化範囲、内容の最適化 No. 5 機能要件に関する改定案であり、機能 ID：0260317 において、機能要件から「※電子媒体での取り込みもできること」を削除し、要件の考え方・理由の「電子媒体は「国民年金処理結果一覧表媒体作成仕様書」に準拠していること」を削除している。（事務局）

○改定案についてご意見があれば伺いたい。（構成員）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 3 について、「国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書」及び「国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届」を業務フローから削除しているが、事務処理基準にも規定のある届書であり、市町村の事務としては残るため、矛盾しているのではないか。（構成員）

○フロー改定案は、業務フロー上のモデル図であるため、帳票レイアウトに規定の無い帳票として「国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書」及び「国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届」を削除している。なお、削除したこれらの帳票については、「その他」に含まれる。（事務局）

○意見照会の際に、市町村によっては1.4版の改定により「国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書」及び「国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届」が市町村事務では使用されなくなると誤解を与える可能性がある。「その他」の届書の中にも「国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書」及び「国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届」が依然として含まれることを記載するなど修正経緯を示し、意見照会時に誤解を招かないよう工夫いただきたい。

（構成員）

○承知した。意見照会において資料の表現ぶりを工夫する。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 9 について、「産前産後免除該当通知書発行一覧表」と新規追加予定の「育児免除該当通知書発行一覧表」の管理項目に『出産（予定）年月日』や『該当年月日』などがない。「産前産後免除該当通知書発行一覧表内」では『出産（予定）年月日』がなく不便に感じている。「育児免除該当通知書発行一覧表」の管理項目については市町村事務に支障をきたさないよう 1.4 版での追加を検討いただきたい。（構成員）

○「育児免除該当通知書発行一覧表」への管理項目の追加について、意見照会での結果を踏まえ、日本年金機構と相談の上、検討させていただく。（事務局）

○「産前産後免除該当通知書発行一覧表」のように様式が決定された後に変更するのは困難になる。そのため、意見照会では、各自治体が「産前産後免除該当通知書発行一覧表」での『出産（予定）年月日』や「育児免除該当通知書発行一覧表」での『該当年月日』など、処理に必要な項目が漏れていないかどうか、必要かどうかを回答しやすいように工夫いただきたい。（構成員）

○意見照会の際に、各自治体が回答しやすいように資料を工夫する。また、意見照会前に再度資料の内容について、修正点の確認をお願いさせていただきたい。（事務局）

○「資料 2-3 標準仕様書（別紙 2）機能・帳票要件_改定案」の資格喪失関係の機能 ID：0260124、0260460、0260465 について、育児免除が規定されていないが問題ないか。（構成員）

○ご指摘のとおり、育児免除が規定されていないため、修正する。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 3 について、届出書原本ではなく、報告書を作成して日本年金機構に報告するものが「報告対象」であり、申請書もしくは請求書原本を送付するものが「送付対象」とであると認識している。新様式の「国民年金 産前産後免除該当届/育児免除該当・終了届」は、送付対象に区分されているが、現場では産前産後免除は、国民年金被保険者関係届出書（報告書）を電子データで日本年金機構に報告している。新様式で受付した場合は、届出書原本を日本年金機構に送付する認識でよいのか。（構成員）

○ご認識のとおりである。新様式については、電子媒体に対応しないため、送付対象としている。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 7 について、機能要件の管理項目に電子媒体での報告に係る項目（報告対象有無区分等）が規定されているため、通常の免除申請や学生納付特例申請等の機能要件に揃える形で管理項目の見直しが必要ではないか。（構成員）

○ご指摘のとおり、修正が必要であるため、対応する。（事務局）

○令和 6 年度からの申し送り事項による改定対象 No. 2 について、第 1 回ワーキングチームの資料から修正されており、氏名に関する備考が「フリガナと漢字氏名またはローマ字氏名 ※出力は漢字氏名を優先すること」と記載されているが、修正経緯を教えてください。（構成員）

○対応事項に記載のとおり、漢字氏名を優先して出力するとなっている一方で、帳票詳細要件の備考の記載では、漢字氏名のみを出力すると誤解されてしまう恐れがあるとのことご指摘を構成員よりいただいたため、対応事項に合わせる形で備考の記載を修正した。（事務局）

○デフォルトの出力条件としては、漢字氏名を出力するが、被保険者からローマ字氏名での要望があればローマ字で出力するという事か。（構成員）

○ご認識のとおりである。（事務局）

○標準仕様書の改定が 8 月末に予定されているが、改定された標準仕様書に沿ったシステム改

修の期限はいつになるのか。(構成員)

○(育児期間免除に係る機能の) 適合基準日は、令和8年10月1日となるため、それまでに対応する必要がある。デジタル庁の方針により、制度改正の1年前までに標準仕様書を改定する必要があり、今年度の8月末に改定することとなった。(事務局)

○承知した。(構成員)

○意見照会では、改定項目の内容や背景、研究会での議論の経緯を含め論点を整理した資料等を作成するなど工夫すべきであるとする。(構成員)

○承知した。各自治体が改定項目の内容や背景、研究会での議論の経緯を理解できるよう資料を作成する。(事務局)

○令和7年度税制改正に伴い、年金生活者支援給付金の所得情報交換のシステムについては、すでにシステム改修経費調査の通知が出ており、令和7年度中の対応が求められることが予見される内容であった。標準仕様書も税制改正に伴う改定を行う予定はあるのか。(構成員)

○検討の俎上には上がっているが、1.4版の改定には間に合わないため、事務局での検討状況や改定時期は、別途報告させていただく。(事務局)

○機能ID:0260246及び機能ID:0260248の機能要件内にある管理項目に、『電子媒体収録有無』があるが、機能ID:0260317の機能要件「※電子媒体での取り込みもできること」の削除とは関係ないのか。(構成員)

○『電子媒体収録有無』は、産前産後免除の電子媒体を収録したかどうかを判別する項目であり、国民年金被保険者関係届書(申出書)の管理項目である。機能ID:0260317の機能要件「※電子媒体での取り込みもできること」は、「国民年金保険料産前産後免除該当通知書発行一覧表」について言及しているため、関係はない。(事務局)

○令和6年度からの申し送り事項による改定対象No.2について、「ローマ字氏名」とは日本語におけるローマ字表記のことではなく、アルファベット表記を指すのか。公用文の表記として問題ないのか。(構成員)

○事務局にて改めて確認し、回答する。(事務局)

[会議後追記]

「ローマ字氏名」の表現について、事務局にて確認した結果は以下のとおりであり、アルファベット表記を指す表現としては問題ない旨構成員へ回答した。

(確認結果)

- ・被保険者の氏名等の情報を国民年金システムへ連携している住民記録システムの標準仕様書においても、アルファベット表記の外国人氏名を「ローマ字氏名」と表現している。

- ・日本年金機構の外国人氏名に係る届書において、「ローマ字氏名届」が存在している。

○法令・制度改正への対応による改定対象No.12について、バーコードの備考に「コード値:(調整中)」と記載があるが、いつ頃にコード値が判明するのか。(構成員)

○標準仕様書を改定する8月末までには確定させる予定である。(事務局)

(2) 意見照会の実施方針・今後の進め方

○続いて、意見照会の実施方針・今後の進め方についてご説明する。議事(2)で説明する資料は「資料3 意見照会の実施方針・今後の進め方」であり、適宜参照いただきたい。2025年1月

末に公表された標準仕様書 1.3 版を基に、研究会等において改定に向けた検討を行い、この度、標準仕様書 1.4 版案を策定したことから、全国の市区町村及び事業者よりご意見を募ることとする。（事務局）

○令和 7 年度は移行期限終了である令和 7 年度末までの移行完了を実現すべく、お示しした改定案に対して、業務上問題が発生しないか、またシステム構築において妨げになるような変更となっていないか等について、全国の市区町村及び事業者からご意見をいただく。（事務局）

○意見照会の対象は、事務局にて提示した改定案及びその他となる。事務局にて提示した改定案の内容は、育児期間保険料免除措置の創設に伴う内容の取り込み及び標準仕様書の誤記、機能要件の考え方等の補記や横並びでの精度向上による訂正等の範囲におけるベンダーや自治体の標準化移行支援に資する内容の取り込みである。その他の内容は、事務局で提示した改定案以外の標準仕様書に対する意見要望であり、令和 8 年度以降の業務効率化に向けて広くご意見をいただきたいと考えている。本研究会資料「資料 2-1 標準仕様書 本紙_改定案」、「資料 2-2 標準仕様書(別紙 1) ツリー図・業務フロー_改定案」、「資料 2-3 標準仕様書(別紙 2) 機能・帳票要件_改定案」、「資料 2-4 標準仕様書(別紙 3) 帳票詳細要件_改定案」、「資料 2-5 標準仕様書(別紙 4) 帳票レイアウト_改定案」が対象となる。（事務局）

○意見照会の方法は、昨年度に標準仕様書 1.3 版案に対し意見照会を実施した際と同様の手続きにて実施する。自治体については、事務連絡を発出し、アンケート調査の形式で実施させていただく。ベンダーについては、事務局より各ベンダーに直接連絡させていただく。（事務局）

○続いて、意見照会の項目についてご説明する。意見照会にあたっては、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式とする。なお、回答負荷に対する考慮の観点から、特に回答を求める箇所を明確化している。「(1) 団体・担当情報」、「(2) 機能・帳票要件」、「(3) 帳票詳細要件、帳票レイアウト」、「(4) その他（標準仕様書 本紙、ツリー図・業務フロー及び標準仕様書（1.4 版）の改定案以外の要件に対するご意見）」について回答いただきたい。（事務局）

○意見照会にていただいたご意見については、事務局にて対応方針を整理した後、標準仕様書を見直すべき事項は反映するとともに、研究会にて討議すべき事項については、第 2 回研究会に上程する。意見照会でいただいたご意見は「討議事項」、「指摘」「質問」の 3 つに分類し、「討議事項」に分類されたご意見については第 2 回研究会で討議させていただきたい。議論を踏まえ、最終的な改定案を決定することとする。（事務局）

○意見照会の発出時期は 6 月中旬を予定している。第 2 回研究会は 8 月上旬の開催を予定しており、8 月末までに標準仕様書 1.4 版を取りまとめる予定である。また、改定案は研究会で決定した段階で、デジタル庁にも共有させていただく。（事務局）

○第 2 回研究会では、標準仕様書 1.4 版案に対する意見照会結果を集約し、当該意見を踏まえ取りまとめた標準仕様書 1.4 版案を最終確認するとともに、令和 7 年度下期以降の進め方を議事とする。（事務局）

○意見照会の実施方針・今後の進め方についてご意見があれば伺いたい。（構成員）

○特になし。（構成員）

（3）その他

○全体を通してご意見等があればお願いしたい。（構成員）

○年金生活者支援給付金の令和 7 年度税制改正対応について、今年度の 8 月末改定では検討しないという話だったが、今年度中にシステム開発を実施しないと交付金の対象にならないと認

識している。今年度中にシステム開発を実施するには、1月末改定では期間が短い。できるだけ早く改定案の内容等を連携していただきたい。（構成員）

○交付金の対象について、令和7年度限りではなく、令和8年度のシステム改修についても対象とすることを検討している。年金生活者支援給付金に係る改定内容や時期、補助金について、適宜事務局より構成員に連携する。（事務局）

○今年度の税制改正による年金生活者支援給付金のシステム改修と同じように、免除についても、今年度の税制改正の新しい控除が影響すると考えているが、いかがか。（構成員）

○ご認識のとおりである。国民年金の免除の関係についても影響があるため、システム改修調べを対応する必要がある。別途連絡させていただく。（事務局）

3. 閉会

○本日の確認事項については、事務局にて整理を行っていただきたい。また、7月以降、意見照会結果を踏まえ、標準仕様書1.4版案の最終確定に向けた手続きを進めることとなるため、構成員の皆様には引き続きご協力をいただくとともに、事務局においても取りまとめをお願いする。その他、更なる標準仕様書の精度向上と来年度に向けた検討事項の整理もかねて、別途、構成員の皆様からのご意見を収集いただき、併せて、研究会で議論いただきたい。（構成員）

○数点ご案内させていただく。1つ目、本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示させていただく。2つ目、議事概要に関しては後日連携させていただく。3つ目、検討事項のとりまとめに際しても、構成員の皆様へお問い合わせさせていただくことが有り得る。その場合は引き続き協力いただきたい。（事務局）

以上